

(令和7年4月1日現在) ◇融資利率等は、金融情勢により変動することがあります。また、資金の詳細等ご不明な点は、あらかじめお問い合わせください。

資金の種類		利用者	資金用途	融資限度額	融資期間	償還方法	融資利率 (融資期間に応じて)	信用保証料率 (市補助前) …注1	市補助 割合	補助後の 信用保証料率	連帯保証人	
産業振興資金		事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方		3,000万円	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)	元金均等による 月賦償還 …注2	1年以内 年1.95% 1年超 3年以内 年2.15% 3年超 5年以内 年2.25% 5年超 7年以内 年2.45% 7年超 年2.55%	年0.45% ～1.90%	1/2 (2/3) …注3	年0.23% ～1.30% (年0.15% ～1.10%)…注3,4	信用保証協会 の定めるところによる	
特別小口資金 (責任共有対象外)…注5		次の①～③の全てに該当する方 ①同一事業を1年以上経営している小規模企業者(裏面に記載) ②市県民税の所得割が課されている方 ③申込時、保証協会の保証残高のない方		2,000万円	7年以内(1年据置含)			年0.65% (年0.60%)…注5	3/5	年0.26% (年0.24%)…注4,5	不 要	
小規模企業支援資金 (責任共有対象外)		中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者(裏面に記載)		2,000万円 (ただし、既存の保証付融資 残高との合計の範囲内とする)				年0.50% ～2.20%		年0.20% ～0.88%…注4		
創業支援資金 …注6 【利子補給あり】 …注7	創業関連保証対応 (責任共有対象外)	これまでに創業経験がなく、次のいずれかに該当する方 ① 市内で事業を開始した個人、又は会社を設立した個人で設立から1年を経過していない方 ② 市内で1月以内(※)に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内(※)に新たに会社を設立しようとする方 ※本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて創業する方は、6月以内となります。 ③ 市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする個人又は会社を設立した個人(移転後1年未満の方を含む)		2,000万円 (うち運転資金は1,400万円)	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含) …注9		1年以内 年1.85% 1年超 3年以内 年2.05% 3年超 5年以内 年2.15% 5年超 7年以内 年2.35% 7年超 年2.45%	年1.00%	2/3 (3/4) (4/5) …注11	創業関連保証対応 年0.34% (年0.25%) (年0.20%) …注11 スタートアップ創出 促進保証対応 年0.54% (年0.45%) (年0.40%) …注10,11 一般保証対応 年0.15%～0.64% (年0.12%～0.48%) (年0.09%～0.38%) …注11	信用保証協会 の定めるところによる	
	スタートアップ創出促進保証対応 …注8 【経営者保証免除】 (責任共有対象外)	① 市内で会社を設立した個人で、設立から1年を経過していない方 ② 市内で2月以内(※)に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内(※)に新たに会社を設立しようとする方 ※本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて創業する方は、6月以内となります。 ③ 市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする会社を設立した個人(移転後1年未満の方を含む)			年1.20% …注10						不 要	
	一般保証対応	創業関連保証対応の①③又は、以下に該当する方 ① 市内で新たに事業を開始する方										
新事業展開 支援資金	事業転換・ 多角化・ 業拡大	同一事業を1年以上営み、次の①～④のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化を行う方 ②市内において新規雇用を伴う、現事業の事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方 ただし、移転や増設は対象となりません ③海外への販路拡大に取り組む方(輸入に関するものは除く) ④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者(入賞年度を含め5年度以内の方が対象)	運転資金 (事業転換・多角化) 1,200万円 設備資金 (事業拡大・海外販路拡大・ 新特産品コンクール) 3,000万円	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年6月据置含)			元金均等 による 月賦償還	年0.45% ～1.90%	2/3 (3/4) …注12	年0.15%～0.64% (年0.12%～0.48%) …注12	信用保証協会 の定めるところによる	
	海外販路拡大					2/3				年0.15%～0.64%		
	新特産品											
	街なかリノベーション推進資金 …注6	市内の空き店舗等を活用して事業を行う本市主催の街なかリノベーション実践セミナー修了者 (セミナー等修了年度を含め5年度以内の方・事業実績のない方も利用可)	1,000万円									
環境配慮促進資金		次の①～④のいずれかに該当する方 ①ISO14001、エコアクション21、KES、グリーンオフィスかごしま(環境管理事業所)のいずれかの認証を取得している方 ②ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ③次世代自動車(ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車)を購入する方 ④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方		3,000万円	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)			4/5	年0.09% ～0.38%	信用保証協会 の定めるところによる		
ICT活用促進資金		同一事業を1年以上営み、業務改善や生産性の向上を図るため、ICTの活用促進のための資金が必要な方										
経営安定化資金 …注13	危機関連保証対応 (責任共有対象外)	中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者(国の危機関連保証制度に対応)		3,000万円	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)		1年以内 年1.75% 1年超 3年以内 年1.95% 3年超 5年以内 年2.05% 5年超 7年以内 年2.25% 7年超 年2.35%				年0.80%	1～4、6号 年0.87% 5、7、8号 年0.80%
	セーフティネット保証対応 (1～4,6号:責任共有対象外)	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号に規定する特定中小企業者(国のセーフティネット保証制度に対応)						年0.45% ～1.90%	全額	年0.09% ～0.38%		
	経済環境変化等	経済環境の変化や桜島降灰の影響等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方										
災害対策資金 【利子補給あり】…注14		火災や自然災害等の被害を受け、その対策に資金が必要な方 ※原則として、り災証明等を受けた方		1,500万円	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(3年据置含)							
大島紬救済対策資金		経営の安定に資金が必要な大島紬関係の法に基づく組合とその組合員	運転資金	組合 5,000万円 組合員 2,000万円	3年以内(1年据置含)	一括又は 均等分割 償還	1年以内 年1.95% (売上減 年1.70%) 1年超 年2.15%				商工組合中央 金庫の定め るところによる	
協同組合等活性化資金		従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員	運転資金 設備資金	組合 6,000万円 組合員 3,000万円 設立後6月未満の 組合 2,000万円 組合員 1,000万円	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年6月 据置含)	元金均等 による 月賦償還	1年以内 年1.95% 1年超 3年以内 年2.15% 3年超 5年以内 年2.25% 5年超 7年以内 年2.45% 7年超 年2.55%		信用保証協会の 保証を必要としない			

(注1) ①ア・イに該当する場合、それぞれ年0.10%の割引があります。

ア:会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている中小企業者

イ:担保の提供がある中小企業者(一部資金を除く)

②事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、信用保証料率が0.25%又は0.45%上乘せられます。(上乘せ分の市補助はありません。)

(注2) 融資期間が1年以内の場合、一括又は均等分割償還を選択できます。

(注3) 設備資金として利用する場合、保証料補助は2/3になります。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用されます。

また、信用保証料率が年1.25%以上の場合は年0.60%(設備資金として利用する場合は年0.80%)で算出した信用保証料相当額を補助します。

(注4) かごしまSDGs推進パートナーの登録を受けている場合、さらに0.10%の割引があります。(登録証の写しが必要)

(注5) NPO法人が利用する場合は、責任共有対象となります。信用保証料率は年0.60%。

(注6) 創業支援資金、街なかリノベーション推進資金は1回限り利用できます。

(注7) 創業支援資金を利用した方を対象に、融資実行後12月以内の支払利子相当額を補助します。(上限30万円)

(注8) 保証申込時において税務申告1期未終了者は、事業開始に必要なとする資金額の10分の1以上の自己資金が必要です。

また、融資実行後、会社を設立して3年目及び5年目に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要です。

(注9) スタートアップ創出促進保証対応の場合は、運転・設備資金の据置期間は、取扱金融機関において創業支援資金の融資と原則同時に信用保証協会の保証を付していない融資を実行する場合又は保証申込時に信用保証協会の保証を付していない融資の残高がある場合にあっては3年以内。

(注10) スタートアップ創出促進保証対応の場合は、年1.20%のうち経営者保証の機能を代替する信用保証料率上乘せ分の年0.20%に対する市補助はありません。

(注11) 本市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座や創業塾、ソーホーかごしまインキュベーションマネージャーによる個別支援、街なかリノベーション実践セミナー等をいう。以下同じ。)の修了者又は女性若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)が利用する場合、保証料補助は3/4になります。なお、セミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合、保証料補助は4/5になります。(証明書が必要。対象年度は受講年度を含め2年度以内(街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内。))

(注12) 本市が定めるセミナー等の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4になります。(証明書が必要。対象年度は受講年度を含め2年度以内(街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内。))

(注13) 突発的な災害や全国的に業況が悪化している業種であることなどの事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、市長の認定を受けた方が対象。

(注14) 災害対策資金を利用した方を対象に、融資実行後3年以内の支払利子の3分の1に相当する額を補助します。